

平成21年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成21年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成21年度さいたま市下水道事業会計予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,687,666千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 239,697千円、当年度分損益勘定留保資金 8,437,969千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的支出	29,052,270	10,000	29,062,270
第3項 長期貸付金	31,320	10,000	41,320

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道敷設事業	平成21年度から 平成22年度まで	300,000千円

平成21年11月25日 提出

さいたま市長

清水 勇 人